

陸運と安全衛生

荷主と確認安全作業 みんなで防ごう荷役災害

陸災防「令和5年度 安全衛生標語」荷役部門優秀作品

2023

9

No.653



日本最古のりんごの木（写真提供：青森県）

トピックス

・全国労働衛生週間を迎えるに当たって

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

トピックス

令和5年度全国労働衛生週間を迎えるに当たって (1)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課長 松岡輝昌

安全

【厚生労働省】

長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果について (3)

【厚生労働省】

トラック運転者を使用する事業場に対する令和4年の監督指導、送検の状況について (4)

【陸上貨物運送事業の送検事例】

ヘルメットの着用義務を怠る (6)

労働安全衛生規則等一部改正のQ&A (7)

【連載】モータージャーナリスト森山みずほのポイントオブビュー

息、しっかりと吐けてますか？ (18)

モータージャーナリスト 森山みずほ

【連載】陸上貨物運送事業における労働災害を少しでも減らすために！

建設現場の安全管理に学ぶ (21)

【災害事例とその対策】

積荷を引っ張っていて荷台から後ろ向きに転落 その「見える化」、本当に有効ですか？ (29)

労働災害発生状況(令和5年速報) (32)

健康

【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2023

「ココロ」が痛む、どこに行けば…！ (14)

精神科医 夏目 誠

【会員特別価格】熱中症対策セット販売のご案内 (30)

陸災防情報

改正労働安全衛生規則等説明会のご案内 (10)

「テールゲートリフターによる荷役作業向け特別教育」のご案内 (11)

「テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成講座」のご案内 (11)

「テールゲートリフター特別教育関連図書・用品のご案内 (12)

【支部の活動(フォークリフト運転競技大会)】

各都道府県で競技大会が開催されています(上位者のご紹介) (23)

小企業無災害記録表彰 (25)

令和5年度緑十字賞受賞者のご紹介 (25)

「令和5年度 陸運事業者のための安全マネジメント研修」のご案内 (26)

3か月先の暦が分かる「卓上カレンダー」販売のご案内 (27)

陸災防安全管理士が全国産業安全衛生大会in名古屋にて講演します (28)

「安全ポスター No.83」のご案内 (34)

関係行政機関・団体情報

【厚生労働省】全国労働衛生週間を実施します (2)

【厚生労働省】職場の健康診断実施強化月間について (2)

【厚生労働省】トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターのご紹介 (22)

【陸災防協賛の安全運動】秋の全国交通安全運動のご紹介 (27)

【厚生労働省】職場のメンタルヘルスシンポジウムの開催について (28)

【厚生労働省】STOP!熱中症 クールワークキャンペーン実施中! (33)

令和5年度全国労働衛生週間を迎えるに当たって

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課長 松岡 輝昌

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。また、中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっています。人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくためにも、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していく必要があります。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和4年度には904件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要です。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和4年度には710件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要があります。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっています。これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要です。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8

割を占めています。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶ちません。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化する



ため、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入しました。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うため、所要の法令改正を順次、行っているところです。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人に及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しています。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めています。

今年度は、「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」をスローガンとして、10月1日から7日までの1週間にわたって全国労働衛生週間を展開してまいります。各事業場におかれては、これを機に、上記の重点的に取り組むべき事項を含めて、職場の労働衛生対策についての総点検を行っていただくとともに、自主的な労働衛生活動の定着のための様々な取組を進めていただくようお願いいたします。

【厚生労働省からのお知らせ】

<h1>全国労働衛生週間</h1>	期 間 10月1日～7日
	準備期間 9月1日～30日
<h2>目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場</h2>	

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

労働衛生分野では、高齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。

今年度のスローガンは、働く上で基本となる健康の確保について、「こころ」と「からだ」の両面から対策を進めることで、誰もが快適で健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

詳しくは次のURLをご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34356.html

<h1>職場の健康診断実施強化月間</h1>	期 間 9月1日～9月30日
------------------------	----------------

事業者の皆さまへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>

健康診断実施率 (%) 有所見者に対する医師意見聴取率 (%)

事業場規模 (人)	健康診断実施率 (%)	医師意見聴取率 (%)
1000～	98	85
500～999	97	82
300～499	96	78
100～299	95	75
50～99	94	72
30～49	93	68
10～29	92	65

■ 健康診断実施率 ■ 医師意見聴取率
(出典：令和4年労働安全衛生調査)

- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。
- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。
- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→

<地域産業保健センターのご案内>
地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健康診断結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご利用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者*1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。
- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者の義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いいたします。
※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
- 厚生労働省では、コラボヘルス*2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご利用ください。

*1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
*2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様にご協力をお願いしています。毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。

本月間では、事業者の皆様へ、自身の事業場における健康診断にかかる取組状況等の確認及び適切な実施を行っていただけるよう、協力依頼をさせていただきます。

詳しくは次のURLをご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34664.html

【厚生労働省】

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和4年度の監督指導結果について

厚生労働省は、令和4年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめ、監督指導事例等と共に公表しました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった33,218事業場のうち、14,147事業場（42.6%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、5,247事業場（違法な時間外労働があったもののうち37.1%）でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】（令和4年4月～令和5年3月）

- 1 監督指導の実施事業場：33,218事業場
- 2 主な違反内容〔1のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
 - (1) 違法な時間外労働があったもの：14,147事業場（42.6%）
 - うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：5,247事業場（37.1%）
 - うち、月100時間を超えるもの：3,320事業場（23.5%）
 - うち、月150時間を超えるもの：752事業場（5.3%）
 - うち、月200時間を超えるもの：168事業場（1.2%）
 - (2) 賃金不払残業があったもの：3,006事業場（9.0%）
 - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：8,852事業場（26.6%）
- 3 主な健康障害防止に関する指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
 - (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したものの：13,296事業場（40.0%）
 - (2) 労働時間の把握が不適正なため指導したものの：6,069事業場（18.3%）

公表内容の詳細につきましては、次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34504.html

【厚生労働省】

トラック運転者を使用する事業場に対する令和4年の監督指導、送検の状況について

はじめに

厚生労働省は、全国の労働局や労働基準監督署が、令和4年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検等の状況を取りまとめました。

この取りまとめの中から、トラックの自動車運転者を使用する事業場に対して行われた監督指導や送検の状況について紹介します。

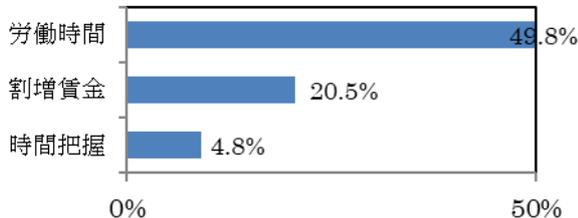
1 監督指導の状況

(1) 労働基準関係法令の主な違反内容

※表中の（）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

監督実施事業場数	3,079
労働基準関係法令違反事業場数	2,549 (82.8%)

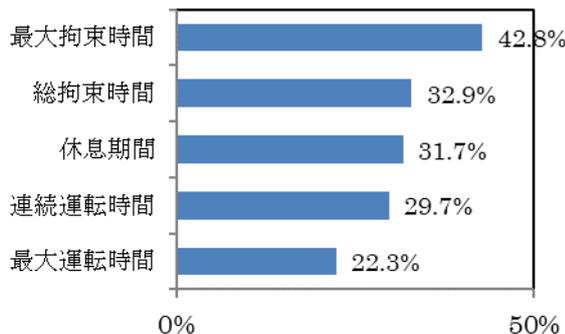
主な違反内容（労働基準法）



(2) 改善基準告示の主な違反内容

監督実施事業場数	3,079
改善基準告示違反事業場数	1,790 (58.1%)

主な違反事項（改善基準告示違反）



(3) 過去3年間の監督指導状況

	令和4年	令和3年	令和2年
監督実施事業場数	3,079	3,037	2,780
労働基準関係法令違反事業場数	2,549	2,465	2,263
改善基準告示違反事業場数	1,790	1,754	1,563

(4) 監督指導の事例

長時間労働のおそれのある運送会社に対する監督指導

【概要】

■ 36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせていた。また、時間外・休日労働時間数が1か月80時間を超える者が最も多い月で12名おり、最長で132時間の者が認められた。

■ 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の上の労働者の一部に対し、年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日の年次有給休暇を取得させていないことが認められた。

【労働基準監督署の対応】

1 36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告した。

併せて、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について具体的方策を講ずるよう指導した。

【指導事項】

- ・労働基準法第32条（労働時間）違反
- ・長時間労働の削減

2 時間外・休日労働が月80時間を超えた労働者に対して、面接指導等を実施する体制が確立されていなかったため指導した。

【指導事項】

- ・時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超える労働者について面接指導等を実施するよう努めること

3 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の上の労働者に対し、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日

について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければならないことを是正勧告した。

【指導事項】

- ・労働基準法第39条（年次有給休暇）違反※

【指導後の会社の取組】

- 配車システムの導入により運転者の労働時間の平準化を図るとともに、荷主に対してキャリアボックスの設置を依頼し、荷をまとめて積み込むことを可能とすることにより労働時間の削減を図った。
- 時間外・休日労働を1か月当たり80時間を超えて行わせた労働者について、面接指導の対象とすることとした。
- 年次有給休暇を付与した日から一定期間が経過したタイミングで年次有給休暇の請求・取得日数が5日未満となっている労働者に対して、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させることとした。

（参考）

※ **年5日の年次有給休暇の確実な取得**

使用者は、有給休暇（使用者が与えなければならない有給休暇の日数が10労働日以上である労働者に係るものに限る。）の日数のうち5日については、基準日から1年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。

2 送検状況

- (1) 令和2年から令和4年までの3年間において重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数

令和4年	令和3年	令和2年
44	32	46

- (2) 送検事例

<事例>

同種の労働基準法違反を繰り返しトラック運転者に違法な時間外労働を行わせていた疑いで送検

【捜査経過】

- トラック事業者の営業所に監督指導を実施。同営業所の36協定で定める延長時間(1日につき7時間、1か月につき125時間)を超えて、1か月最大約145時間、1日最大13時間27分の時間外労働を行わせて

いたほか、他の運転者について1か月80時間を超える時間外労働を行わせていた。

- この営業所では、3年前の監督指導時においても、違法な時間外労働については正勧告されており、さらに3年前の監督指導時でも同様の実態があり、繰り返しの法違反が疑われた。

【被疑事実】

- 事業場（法人）及び営業所長
36協定の上限時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

【違反条文】

労働基準法第32条（労働時間）

3 国土交通省との連携

- (1) 地方運輸機関との相互通報

労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果を相互に通報しています。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

	令和4年	令和3年	令和2年
労働基準監督機関から通報した件数	556	469	459
労働基準監督機関が通報を受けた件数	297	325	426

- (2) 地方運輸機関との合同監督・監査

労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っています。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

令和4年	令和3年	令和2年
88	102	82

4 厚生労働省の取組

厚生労働省では、引き続き、事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

さらに、改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。

陸上貨物運送事業の送検事例

ヘルメットの着用義務を怠る

大型トラックの荷台からの墜落死亡災害

保護帽（ヘルメット）を着用させずに労働者に作業を行わせていた疑いで、事業場（法人）と事業主が送検されたもの

事件の概要

- 作業者が、荷積み先での荷役作業として、トラック（最大積載量11.5t）の荷台上で木材チップの積み込み作業中に、木材チップに押し出されて荷台から約3m下の地面に墜落し、死亡した。
- 労働基準監督署が捜査を行ったところ、最大積載量5t以上のトラックに荷を積む作業では、保護帽を着用させるなど、機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じなければならないにもかかわらず、当該措置を講じていなかったことが判明した。

被疑者：事業場（法人）及び事業主

被疑事実：最大積載量5t以上のトラックに作業を行わせるに当たり、墜落による危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなかったこと。

違反条文

労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の74（保護帽の着用）

罰則

労働安全衛生法第119条（6月以下の懲役または50万円以下の罰金）

出典（厚生労働省「自動車運転者を使用する事業場に対する令和4年の監督指導、送検等の状況」）

同種災害の防止対策

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽を着用すること。
 - 最大積載量5t以上
 - 最大積載量2t以上5t未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2t以上5t未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- 型式検定（国家検定）に合格した「**墜落時保護用**」の保護帽を使用すること。



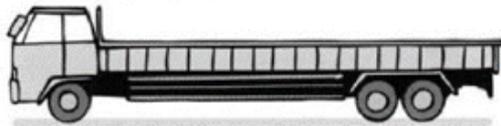
貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑦

保護帽の着用が必要な貨物自動車とはどんな自動車ですか？

◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。

- 最大積載量5トン以上
- 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、**平ボディ車**、**ウイング車**など）又は構造上開閉できる貨物自動車

平ボディ型



ウイング型



バン

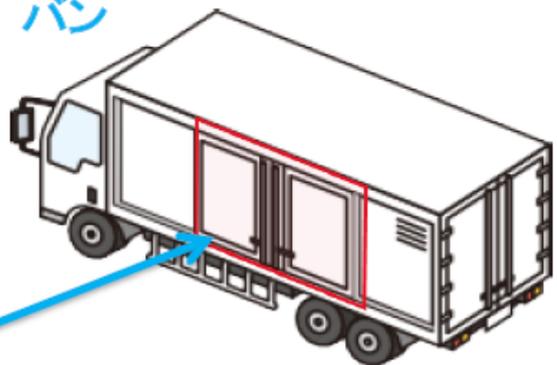


ウイング車でウイングを閉じて開き止めをし、後部扉だけで荷の積み卸し作業を行う場合であっても、ヘルメットの着用が必要です。

いわゆる**バンタイプ**の車両（荷台の四方が囲まれた箱型のもの）で**後部の扉を開けて荷の積み込み作業を行う場合**（引越し作業や、宅配作業）においては、**ヘルメットの着用義務はありません。**

ウイング車以外の**バンタイプ**で、荷台の**側面に扉があり、その扉が後部の扉より広い範囲で開くものは、ウイング車と同じように取り扱われることになり、ヘルメットの着用が必要です。**

バン



最大積載量2トン以上5トン未満のテールゲートリフター（TGL）が設置されている貨物自動車**で荷を積み卸す作業を行うときにおいて、テールゲートリフター上の荷を地面に立って支える者には保護帽の着用義務はありませんが、着用が望ましいとされています。**

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑧

昇降設備に含まれるものはどのようなものですか？

- ◆ 荷を積み卸す作業を行うときに使用する昇降設備は、貨物自動車に取り付けられたものだけでなく、荷役作業場所に備え付けられ、作業の際に持ち運んで使えるものも含まれます。
- ◆ 単なる足掛かりのようなものでは、作業員が安全に昇降することができません。



昇降設備の例

あおり内側
回転式ステップ



※昇降グリップ（手すり）があるものや、踏板に一定の幅や奥行きがあるものがより安全です

安全な昇降設備とは

- ◆ 地面から踏面（2段以上の場合は段差ごと）の段差が50cm以内であること
- ◆ 両足を置くことができる踏面幅であること
- ◆ 踏面表面上に滑り止め加工がされていること
- ◆ 踏面は板状またはスリット状であること（角柱状や棒状の場合は、三点支持による昇降ができる昇降グリップが必要）
- ◆ 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面から突出して1か所以上設置されていること
- ◆ 地面から荷台までの間に、荷台から見て足裏の半分以上の長さが視認できる踏面が1段以上設置されていること

昇降設備の例

サイドステップ



横に長い「すのこ」、あるいは三本の棒のような、いわゆる「巻き込み防止柵」は、昇降設備ではありません。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑨

テールゲートリフターを使用して荷を積卸す作業の特別教育について、次の場合は特別教育は必要ですか？

Q1 テールゲートリフターを開かなければ荷役作業ができない構造の貨物自動車において、当該貨物自動車の後部扉を開けるためだけにテールゲートリフターを操作する場合

A1 荷の積み卸し作業を伴わず、扉を開けるためだけにテールゲートリフターを操作する場合、**特別教育は不要**（定期点検等の業務と同様）。

A1 後部扉を開けた後、テールゲートリフターを使用して荷の積み卸し作業を行う場合、**特別教育が必要**（単に扉を開けるためにテールゲートリフターを操作するものではないため）。



Q2 テールゲートリフターを操作することなく、テールゲートリフター上を経由して荷台とプラットフォームの間で荷役作業を行う場合

A2 単にテールゲートリフター上を経由して荷の積み卸し作業のみを行う場合、**特別教育は不要**。

A2 テールゲートリフターの稼働スイッチを操作する場合、テールゲートリフターのキャストレストッパー等を操作する場合、昇降板の展開や格納の操作を行う場合、**特別教育が必要**。

Q3 貨物自動車の荷台の高さの荷受け台（プラットフォーム）が設置され、これに接続するためにテールゲートリフターを操作する場合



A3 プラットフォームに接続後の作業において、テールゲートリフターを使用して荷の積み卸し作業を行う場合、**特別教育が必要**。

事業者は、特別教育の受講者、受講日時、科目等の**記録を作成し、3年間保存する必要があります**。

参加費
無料

改正労働安全衛生規則等説明会

昇降設備・保護帽、テールゲートリフター特別教育等

令和5年3月28日に改正労働安全衛生規則が公布され、**本年10月1日から**(②は令和6年2月1日から)適用されます。

【主な改正点】

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大
- ② テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化
- ③ 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

陸災防の各都道府県支部において、改正規則の内容の他、令和6年4月1日から適用となる改正改善基準告示についての説明会を開催します。（参加費無料）

カリキュラム

(1) 改善基準告示の解説（労働局）	0.5時間
(2) 労働災害発生状況・改正労働安全衛生法の概要（労働局）	0.5時間
(3) 改正労働安全衛生法の詳細（陸災防）	1.5時間
	計2.5時間

参加申込先・お問合せ先：各都道府県支部

「改正労働安全衛生規則等説明会」開催日程

都道府県	開催日	会場
北海道	9月11日（月）	函館地区トラック研修センター
千葉	9月22日（金）	プリミエール酒々井
京都	9月21日（木）	福知山市企業交流プラザ
和歌山	9月20日（水）	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ
福岡	9月13日（水）	福岡県トラック総合会館
佐賀	9月22日（金）	佐賀県トラック協会研修会館
長崎	9月15日（金）	長崎県トラック協会研修会館
熊本	9月20日（水）	熊本県トラック協会研修センター

上記以外の都府県につきましては、開催が終了しています。

「テールゲートリフターによる 荷役作業向け特別教育」のご案内 各都道府県支部にて開催

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます〔令和6年2月1日施行〕

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間】
- 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストストップ等々の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。

陸災防の各支部にて、特別教育を開催しますので、ご案内いたします。

- 支部開催の特別教育は、「**学科のみ実施**」と「**学科+実技の実施**」がありますので、申込前に必ずご確認ください。
- お申込み、受付開始日等のお問合せは各支部へお願いいたします。

「テールゲートリフターによる荷役作業向け特別教育」

開催日程 (9月4日時点)

都道府県	開催日			
北海道	10月1日	10月4日	10月4日	11月20日
青森	9月22日	11月27日	～11月29日	
栃木	11月22日	12月9日	1月23日	1月27日
東京	10月31日	11月29日		
富山	10月7日	10月28日	11月4日	11月25日
石川	9月28日	10月5日	10月11日	
福井	10月12日	10月19日	10月28日	10月26日
宮崎	11月2日			
鹿児島	1月17日			

上記以外においても、同特別教育の実施を予定している支部もありますので、各支部へお問合せください。

「テールゲートリフター特別教育の インストラクター養成講座」のご案内 本部及び各支部にて開催

社内で特別教育を行う講師となる方を対象とした講座です。

特別教育における教え方のポイントなどを教授します。本講座の修了者には、修了証を交付します。

- 陸災防本部ホームページにおいて本部開催分の日程をご案内しております。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kyouiku>

- 以下の支部においても同講座を開催します。

[栃木会場](#) [千葉会場](#) [三重会場](#) [宮崎県支部](#) [鹿児島会場](#)

上記以外においても、同講座の実施を予定している支部もありますので、各支部へお問合せください。

テールゲートリフター作業者必携 ～テールゲートリフター特別教育用テキスト～



テールゲートリフター作業者必携
～テールゲートリフター特別教育用テキスト～

令和5年6月／A4判／96頁

定価：990円(税込)

会員価格：890円(税込)

※送料は別途ご負担いただきます。

(陸災防会員は、支部へのお申込みの場合のみ会員価格でご購入いただけます。[支部のご案内](#))

次のURLの購入申込書に必要事項をご記入の上、最寄りの支部へFAXにてお申込みください。

http://rikusai.or.jp/public/product/tailgatelifter/tgl_moushikomisyo_202308.docx

申込先一覧

http://rikusai.or.jp/guide_of_association/shibu/

テールゲートリフターの 安全作業ハンドブック



特別教育の受講記録が記載・携帯できるポケットサイズの小冊子です。

テールゲートリフターの 安全作業ハンドブック

A6判／8頁

定価：165円(税込)

※送料は別途ご負担いただきます。

次のURLの購入申込書に必要事項をご記入の上、最寄りの支部へFAXにてお申込みください。

http://rikusai.or.jp/public/product/tailgatelifter/tgl_moushikomisyo_202308.docx

申込先一覧

http://rikusai.or.jp/guide_of_association/shibu/



テールゲートリフターによる 安全な荷役作業（DVD） ～特別教育学科教育用映像補助教材です～

テールゲートリフター特別教育の教材として活用いただける「学科教育用映像補助教材（DVD）」を製作しました。特別教育で示された学科教育（4時間）の一部として使用できるものです。

テールゲートリフター作業に関する社内教育の場においてもご活用いただけます。



テールゲートリフターによる 安全な荷役作業

令和5年8月／DVD／46分

定価：22,000円(税込)

※送料は別途ご負担いただきます。

内容

- 種類・構造
- 取扱い方法
- 点検及び整備の方法（垂直式・床下格納式）
- 荷の昇降板上での取扱い方法
- 災害事例（4事例）

次のURLの購入申込書に必要事項をご記入の上、最寄りの支部へFAXにてお申込みください。
http://rikusai.or.jp/public/product/tailgatelifter/tgl_moushikomisyo_202308.docx

申込先一覧
http://rikusai.or.jp/guide_of_association/shibu/



取扱い方法



正しい昇降方法



荷台からの転落災害



荷の転落による災害

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2023
(第9回)

テーマ「「ココロ」が痛む、どこに行けば…！」

精神科医 夏目 誠

身近な事例から

25歳の商事会社に勤務する岡林太郎（仮称）さん。4月の人事異動で経理課から総務に転勤となりました。2つ目の職場です。初めての仕事なので上手くいかないことが増えました。分からない点を先輩や課長に聞けばよいのですが、引っ込み思案なので億劫になりがち。3回に1回しか聞けない。

5月後半から寝つきが悪く2回くらい覚醒します。朝の起床もつらくなっていくので、「メンタル不調かな」、それなら受診をしたい。「どこに行けばよいか、どのような診断や治療がなされるか」が分からず、戸惑っています

心療内科は、メンタル専門かどうか？

事例のような人は多い。そこで受診する場合に、大事なポイントを以下にまとめました。活用してください。



さっそく、ネットで探しました。標ぼう科目として心療内科、精神科、神経科、メンタルクリニックなどが出てきました。多く書かれている心療内科と精神科の違いが分からないのです。

知っておいてほしいのは、クリニックの心療内科看板＝精神科です。なぜなら、その方が受診への敷居が低いから。

「身体の病気」と「メンタル不調」、どう違う？

体の病気は検査で、診断が絞り込む

未発達な科学・精神医学（メンタル）にはない！



病気は心と体では、どう違うのでしょうか？

サクッと言えば、体では自然科学的アプローチが進んでいるから、検査から絞り込んでいく。例えば「胃の病気」であれば、胃透視や胃カメラがあります。「がん」が疑われる場合、胃カメラをしながら粘膜を採取し、組織診断で確定します。

残念ながら未発達な精神医学では、このような客観的検査がないのです。

精神科診療、どうする？

精神科（心療内科）診療とは

1. 面談がメインです
（話を聴くことからスタート！）



精神科診療はどのような内容でしょうか？患者さんと何回も面談を重ね、訴えを聴き、ポイントを問いかけ、診断を絞り込んでいきます。

訴えを受容し傾聴する

2. 訴えや思いに、耳を傾けます（傾聴）
受容/うなずき・あいづちで

さりげなく行動をチェック



聴くことからスタートします。話を受け入れながら（受容と言います）耳を傾け聴いて（傾聴）いきます。同時に表情や視線、動作などの行動を観察します。

ツライ感情を発散！

3. ツライ気持ちを受容し、発散させます！



ツライ気持ちを、ひたすら聴いていきます。患者さんは話すだけでも、楽になります。

休養が大事

4. 休養から、薬を出しカウンセリングに

まずはしっかり
薬を飲んで
ぐっすり眠ってください
また、来週来てください

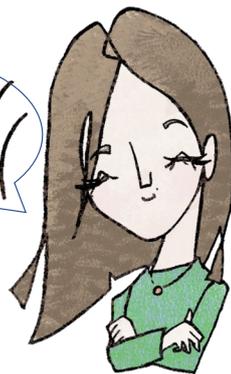


疲れ、職場ストレスもあるので、休養が必要です。休むための診断書を書きます。同時に不安を軽減し、よく眠れるように抗不安剤や睡眠導入剤を処方することが多いです。

最後に「マコトの一言」で締めくくります。

マコトの一言

「メンタル不調」で
受診したい、どこ
に行けば、どんな
方法で診断が？



クリニックの心療内科
看板＝精神科です。
面談が中心になり、積
み重ねて診断へ。休
養が大事です！



秋吉 | 夏目

モータージャーナリスト 森山みずほの

ポイントオブビュー

第6回 「息、しっかりと吐けてますか？」

先日、とある政治関連の記事を見ていたときに、一つの投稿コメントが目につきました。『最近の国が決める策は、優先度に疑問を感じるものばかり。例えばトラックの最高速度の引き上げにしても、速度を上げて解決することはわずかしかない。逆に1時間早く着荷主のところに到着しても「荷卸しの場所ないから1時間どこか回ってから来て」と言われてしまいストレスが増えるだけ』というものでした。

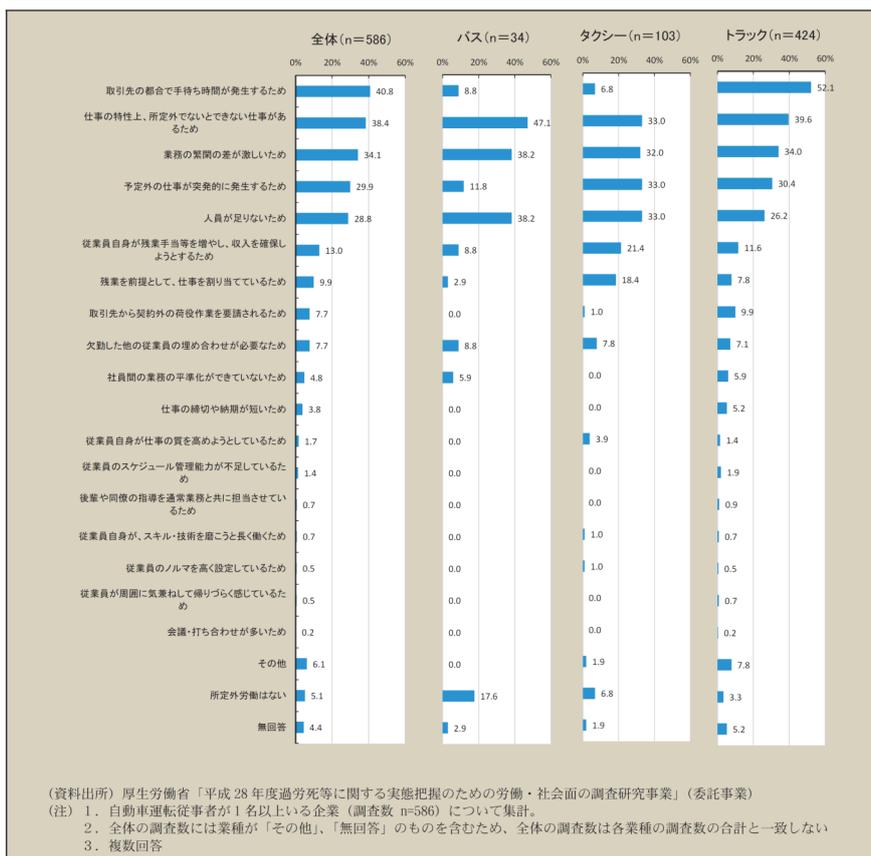
確かに。大手で膨大な荷卸しステーションがある場所なら効率的だが、中小店舗の、ともすると路上で荷卸しをせざるを得ないような場面では、運送スケジュールの変更は大きな問題となるし、実は後者の状況のほうが現実が多いのではないのかな、と思いつつ読み進めていくと

『じゃあそのまま80km/hで走ればいいじゃないか・・・』

との意見が。すかさず現役ドライバーという人から『今度は逆に上げた速度で運行計画を立てる荷主がいると、時間に間に合わせないと！』というプレッシャーが生まれる。何十年と積み重ねてきた運送スタイルを速度を上げるだけでは2024年問題は解決しないし、逆に現場はストレス要因が増えると感じている』

と意見が続きました。この話はかなり続くのですが、筆者は速度問題ももちろん注目しましたが、もう一つ、この現役ドライバーという方の意見の中に、たびたび【**ストレスが増える**】というキーワードがあったことが引っ掛かりました。

第 2-16 図 自動車運転従事者に所定外労働が発生する理由【業種別】（企業調査）



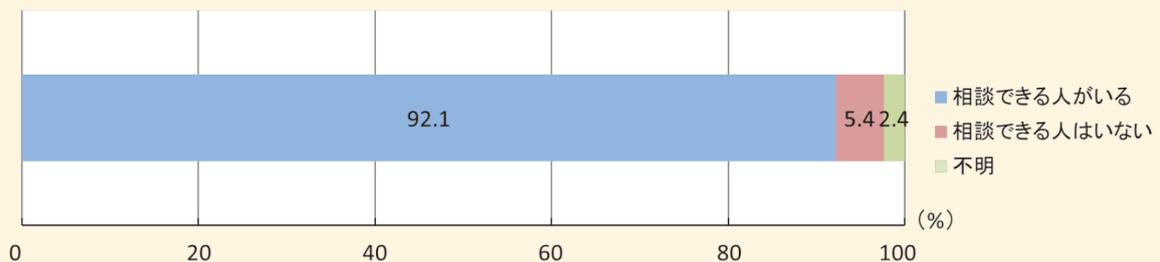
コロナ前のデータですが、厚生労働省の過労死をめぐる調査・分析結果の中に、職業ドライバーに関するストレス調査結果がまとめられていました。そのストレス要因の一つである「所定外労働が発生する理由」の分析結果がこの図です。

そもそも職業ドライバーは、運転という行為だけでも十分にストレスを受けるわけですが、それ以外にもこんなにたくさんのストレス要因（所定外労働の要因）を秘めているわけです。

中でもトラックに関しては『取引先の都合で・・・』という項目はダントツの1位に。これをみると、先のコメントも納得です。

次に少し視点を変えて、陸送業に限らず労働者全体でストレスに関するデータを見てみると

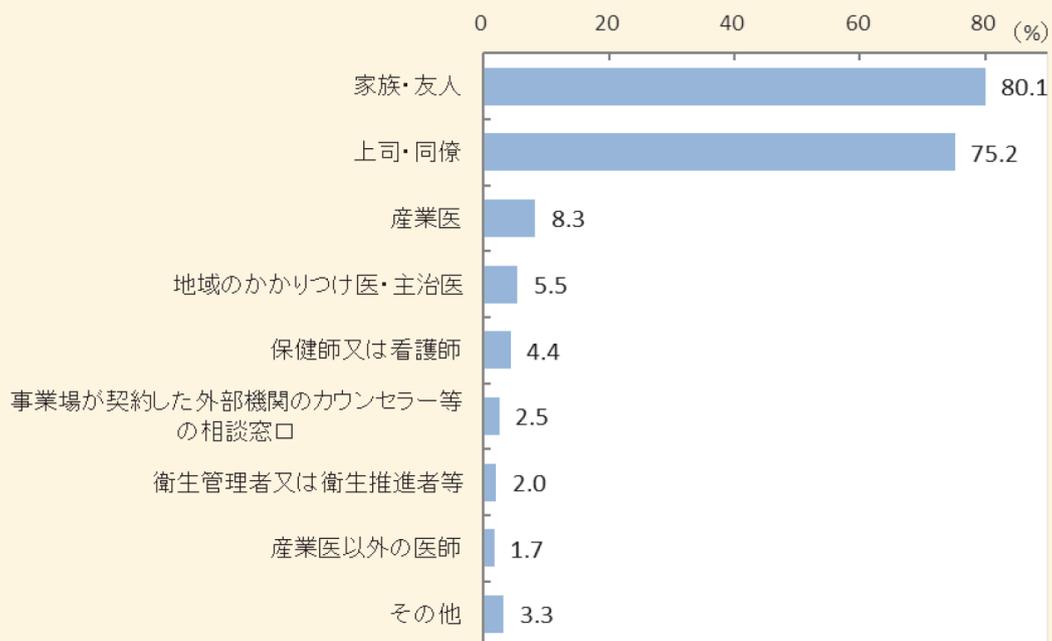
第1-2-3 図 ストレスを相談できる人の有無（令和3年）



（資料出所）厚生労働省「令和3年労働安全衛生調査（実態調査）」をもとに作成

（注）常用労働者10人以上を雇用する民営事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者を対象。

第1-2-4 図 「相談できる人がいる」とした労働者のうち、労働者が挙げた相談相手（令和3年）



（資料出所）厚生労働省「令和3年労働安全衛生調査（実態調査）」をもとに作成

（注）1. 常用労働者10人以上を雇用する民営事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者を対象。

2. 複数回答。

さてこの二つの調査結果を見て、なにか感じませんか？

そう、産業医や事業所が契約したカウンセラーなどの利用は、大手企業でなければ無理な話ですし、個人で陸送業をやっている人にとっては無縁の世界でもあります。また陸送業は基本、一人で運転や荷卸しを行い休憩時間があれば食事か睡眠をとることを優先する人が多いでしょう。なので同僚に相談する機会もとても限られています。

筆者が知る運送業の人は連休がとれない限り、居酒屋に行くのを控えている方もいます。「万一、翌日にお酒が残ったら怖いから、翌日も丸々休みの日しか飲みに行かない」と言っていました。

そう考えていくと、運転に関わる方って、ストレスを相談する相手は限られてくるし、ストレス発散の機会がとても少ないことに気付かされます。

運転とストレスに関する研究や調査データはたくさんあり、そのほとんどの解決策が労働時間を少なくすることや教育をしていくというものでしたが、本当にそれで良いのでしょうか？ 労働時間を少なくしたためにストレスが増えたら本末転倒です。

どんな職業でもストレスは発生すると思います。大事なのは、そのストレスの発散方法をいかに見つけて、実行するかではないかと。とくに運転という膨大なストレスを受ける人は、より効率的な発散方法を見つけないといけないと思います。

ここでスポーツトレーナーから教えてもらった、お金も時間もかからない発散方法を一つ紹介いたします。

それはしっかりと息を吐ききること！

皆さん「もうこれ以上、息を吐くことできない！」っていうところまで、息を吐きだしていますか？ 現代人は息がうまく吐けないために呼吸が浅くなり、結果、自律神経が乱れがちになります。スマホの影響で猫背な人も呼吸が浅い傾向があるそうです。

深呼吸をしてというと、なんとなく深く息は吸い込むのですが、次にしっかりと吐かないためすぐ呼吸が浅くなってしまいます。

吸うことのみを意識するのではなく、もう身体の中の空気を全部出し切ると思って息を吐ききる。すると勝手に息が入ってくるので、最後にもうこれ以上吸えないというくらい吸ってみる。これを数回繰り返すだけで、副交感神経が優位になるので、緊張や興奮が和らいでリラックスでき、ストレス状態が落ちつきます。これなら時間も場所もお金も必要ありません。なんかイライラするときに、ぜひトライしてみてください。うまく呼吸できると視界もなんだか明るくなったように感じ、不思議とイライラも収まってきます。

呼吸法にこだわりだすと、複式、胸式、片鼻呼吸など色々とあっておもしろいですよ。

2024年問題はすごく大切ですが、自分の身は自分で守る！ ためにもストレス発散、意識してみてください。

【連載】陸上貨物運送事業における労働災害を少しでも減らすために！

「建設現場の安全管理に学ぶ」 第2回

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

◆建設業と陸運業、法規制等の彼我◆

前号で、建設業における労働災害件数の着実な減少は建設業界が挙げて労働災害の防止に取り組んできた結果としての成果、と書いたところですが、更に加えてのところを。

建設業における労働安全についての措置義務や規制といったところ、法規定がある面「微に入り細を穿っている」という点も確かにあります。

労働安全衛生規則に限っても、建設業と陸運業の共通に関わる分野はさておいたとして、その規定の状況を見たとき、陸運業の方では車両系荷役運搬機械等の規定と荷役作業等における規定とで合せて僅か100条程度ですが、一方、建設業に関わる場所では、建設機械等の規定のほか、型枠支保工や掘削作業、鉄骨組立、鋼橋架設、木造建築物組立、等々、更には足場に関する詳細な規定、とその数は大変多いものとなっています。加えて、機械等関連の「構造規格」も、車両系建設機械から鋼管足場用の部材、支保工部材、つり足場部材といったものまで（陸運業関係では「フォークリフト構造規格」がある程度ですが）、正に「微に入り細を穿って」細かいところまで充実しています。現場監督や会社で安全パトロールを担う社員は、安全関係法令をダイジェスト化した300頁物の「法令集ポケット版」を携行してこれに備えている、といったことが常です。

また、安全対策や規制を考える国の「審議会」の他、様々な検討委員会や実務者会合も頻繁に行われています（陸運業でも昨年には「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」（R4.12～R5.8）が行われました。）。これら委員会等の議論を経て、「建設業における総合的労働災害防止対策」の要綱や「元方事業者における建設現場安全管理指針」など、多くの管理指針が示されています（これも陸運業では「交通労働災害防止のためのガイドライン」と「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライ

ン」、2つの指針が示されています）。いずれにしろ、法令での規制や要綱・指針といったもので遵守すべきものの建設業と陸運業、彼我の差は相当にあります。

我が陸運業における休業災害1万数千件のうち、その70%約1万件の労働災害は荷役作業に関わっているものですから、これをどう減らしていくのかが喫緊の課題となっています。法規制が建設業におけるものより少ないということは、チェックすべき項目が少ないのでなおさらです。法規は災害の発生を契機に加筆追加されてきた側面がありますから、これらをしっかりと順守状況をチェックすることで、ある程度災害を抑えられる、大きな災害減少効果が期待できるはず、です。

一方の建設業。法規定等が細かく定まっているからとはいえ、つまるところ、安全に作業できる設備を整え、その安全に作業できる状態をどのように常に維持していくか、そこで従事する者が絶えずルールを守って安全に作業をするか、が重要ですし、それには監督者、従事者を問わず安全に関する感受性を高めて、安全に作業を行うことのモチベーションをどう維持させていくか、が要諦になってきます。そのための取組が日常的に活発に展開されていますので、建設現場における安全管理の様々、順次ご紹介してまいります。

◆安全施工サイクルの一番目◆

建設現場における一日は、一番最初にツールボックスミーティング（TBM）と危険予知活動（KYK）から始まります。どのゼネコン現場でも地場の建設店社、施工の現場でも、一様にこれがルーティンになっています。

どの建設工事現場でも朝一番に行うことを常としているこのTBMをまず最初にご紹介し、翻って陸運業の「点呼」などについて言及していければ、との目算です。

◆ツールボックスミーティング（TBM）◆

TBMとは、ツールボックスが文字どおり「道具箱」のことですから、建設現場では、正に各専門工事業者ごとの「道具箱」が置か

れている所で行われる作業前打合せ、現場の朝礼などの各専門業者別に集まるその場で行うミーティングのことをこのように呼んでいます。

TBMでは、当日の作業内容や段取り、注意点などの指示を職長が伝え、従事する作業員間で共有し、一日の安全な作業方法の周知徹底が図られることを目的に毎朝行われています。

当日の作業前に、その日の作業の確認や注意点を全員で共有するためのものですから、着実にその日の工事施工・作業を進めていくために重要なミーティングとなります。

勿論、重要な作業方法、間違いなく施工するために必要な手順、リスクの高い工程・工法などは、「作業手順書」として簡単な計画図や施工図も示しながら手順を再確認しています。

工事現場のような危険度の高い作業場所では、ちょっとした油断や省略行動などの不安全行動が、人身災害、大きな怪我につながります。昨日の作業で何か不具合があった場合にはそれを今日の作業者に知らせ注意喚起しておかなければ、同じミスや同じ不安全行動を行うことにもなります。こんなことも周知

し徹底を期しています。

◆建設現場のTBM＝陸運業の「点呼」？◆

ここまで建設現場におけるTBMをご紹介して、TBMが職長からの指示伝達の場というところをえ方をすると、いかがでしょう、陸運業界における「始業前点呼」と置き換えてもいいかもしれませんよね。

建設現場では、作業内容に即して施工上の注意点や安全上の留意点、周辺関係する専門業者との取り合い調整のところも共有化を図っていきますから、正にこれから荷受け・荷卸しを通しての指示伝達を行う「点呼」と言って良いのです。

基本的には朝の作業開始前に5分から10分程度、職長などが中心となって短時間に行われるのが普通ですが、作業の切り替え時など、必要に応じて昼食後に行われたりもしています。

今回は、陸運業においても同様に行われている「点呼」を一日の安全作業にどう生かしていくのかの観点で、その際に使用していただきたい「安全作業連絡書」などについても触れながら、もう少し記述して参ります。

【厚生労働省】

「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」 を継続設置(相談無料) 荷主企業と運送事業者の相談に電話や訪問で対応します

厚生労働省は、トラック運転者の長時間労働改善に向けて、労務管理の改善や荷主と運送事業者の協力による作業環境改善等を図るために令和4年8月1日に設置した「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」を、令和5年度も継続して設置しております。

相談センターでは、荷主企業からの作業環境改善に関する相談や、運送事業者からの労務管理改善や作業環境改善に関する相談に対応します。また、利用者の希望に応じて、オンラインや現地訪問による支援を無料で実施します。

厚生労働省では、今後もトラック運転者の長時間労働改善に向けた取組を行っていきます。

詳細は次のURLからご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32399.html

トラック運送事業者のみなさまへ 発着荷主のみなさまへ

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためにご相談を無料でお受けします。

2024年問題とはなに? どのような対応が必要?

荷主の立場でできる改善は?

ドライバーの運転時間に限度があったの?

こんな困りごとなど、ご相談ください!

荷待ち時間の削減を、どう進めればいいのか?

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター
Webサイト: www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32399.html
ご利用時間: 9:00~17:00 (休日・土日祝日、12/29~1/3)
☎ 東京 0120-763-420 / 西日本 0120-625-109

厚生労働省 令和5年度 自動車運転者の労働時間削減に向けた荷主等への対策事業
委託者: 株式会社富士通総研 東京都大田区新田1丁目17-25 MAIL: fi-a-external@mfi.jp fujitsu.com

相談無料

【支部の活動（フォークリフト運転競技大会）】
全国フォークリフト運転競技大会参加に向け、各都道府県で競技大会が開催されています（上位者の紹介）

陸災防が9月30日(土)、10月1日(日)中部トラック総合研修センター（愛知県みよし市）にて実施します「第38回全国フォークリフト運転競技大会」への参加選手推薦のため、また、労働災害防止の推進のため、各都道府県支部で「フォークリフト運転競技大会」が開催されております。

各支部の大会開催日及び8月1日から8月31日までに開催された各県大会の上位者をご紹介します。

(敬称略)

支部名	部門	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
北海道	一般	中澤俊光	波多野大樹			
岩手	一般	佐藤 盛	及川貴史	藤原 真		
石川	一般	高木一誓	石田孝夫	前 涼太		
福井	一般	鈴木 翔	酒井淳平	竹田一騎		
静岡	一般	斎藤富弥	縣 敬吾	千田光記		
奈良	一般	吉村健太郎	土本祐貴	鍵 充寛		
和歌山	一般	福本一成				
岡山	—	佐藤修子	三上 崇	坂田 匠	宮西正規	藤原明広
大分	一般	高倉昌也	後藤陵平	佐藤貴史		
沖縄	一般	仲村瑞希	金城佳太	具志堅智矢		
	女性	金城亜利沙				



北海道大会上位者の方々



岩手県大会上位者の方々



石川県大会上位者の方々



福井県大会出場選手の方々



静岡県大会上位者の方々



奈良県大会上位者の方々



和歌山県大会の優勝者



岡山県大会上位者の方々



大分県大会上位者の方々



沖縄県大会上位者の方々

小企業無災害記録表彰〔令和5年8月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	有限会社First Star Express本社営業所	16名	令和2年5月9日～令和5年5月8日	群馬県
第1種	有限会社野村運輸本社営業所	5名	令和元年9月26日～令和4年9月25日	群馬県
第2種	株式会社JM物流本社営業所	17名	平成30年5月25日～令和5年5月24日	群馬県
第2種	有限会社丸昇運輸本社営業所	10名	平成30年5月25日～令和5年5月24日	群馬県
第3種	株式会社三山運輸本社営業所	43名	平成28年6月13日～令和5年6月12日	群馬県
第3種	群馬天沼運輸株式会社本社営業所	18名	平成26年11月21日～令和3年11月20日	群馬県
第3種	矢内運輸株式会社本社営業所	18名	平成28年5月18日～令和5年5月17日	群馬県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

令和5年度 緑十字賞を受賞

中央労働災害防止協会は、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められた方々に贈る「緑十字賞」の令和5年度受賞者を決定しました。

当協会関係者では、次の方々が受賞されます。心からお祝いを申し上げます。

(敬称略)



産業安全及び労働衛生

赤上 信弥

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 秋田県支部長



産業安全及び労働衛生

吉田 修一

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部長



産業安全及び労働衛生

小林 俊二

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 三重県支部長

令和5年度厚生労働省補助事業

陸運事業者のための安全マネジメント研修



参加費
無料

～ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの一体化による効果的な運用 ～

この研修会は、安全性優良事業所の対象研修となります。

運輸安全マネジメント（運輸安全M）は輸送の安全の確保を、一方、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（RIKMS：リクムス）は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。運輸安全Mは法律で義務化されているのに対し、RIKMSは努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として取り組んでいかなければならない内容のものです。



この2つのマネジメントは安全水準向上のため、一連の過程として、共にPDCAサイクルを定めています。このため、各々別のルールを敷くのではなく、同じルールの上でサイクルを回していくことが効率的です。

この研修では、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、マネジメントの肝となるリスクアセスメントの手法について解説します。

陸運事業者のための安全マネジメント研修

- 内 容： (1) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要説明(30分)
 (2) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の一体的運用方法について(60分)
 (3) リスクアセスメントについて(90分)

受講証明： 本研修会を受講された方には、受講証明書を発行します。

問合せ先： 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 各都道府県支部

「陸運事業者のための安全マネジメント研修」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
福島	12月1日(金)	福島県トラック協会 県中研修センター	滋賀	11月16日(木)	滋賀県トラック総合会館
茨城	2月21日(水)	茨城県トラック総合会館	兵庫	10月10日(火)	兵庫県トラック総合会館
栃木	10月5日(木)	栃木県トラック協会	岡山	2月5日(月)	岡山県トラック総合研修会館
群馬	11月2日(木)	群馬県トラック総合会館	鳥取	11月6日(月)	鳥取県トラック協会
栃木	10月5日(木)	栃木県トラック協会	山口	9月26日(火)	山口県トラック協会研修会館
群馬	11月2日(木)	群馬県トラック総合会館	徳島	12月12日(火)	徳島県トラック会館
東京	11月14日(火)	東京都トラック総合会館	香川	2月2日(金)	香川県トラック総合会館
神奈川	9月28日(木)	神奈川県トラック総合会館	愛媛	2月9日(金)	愛媛県トラック 総合サービスセンター内
新潟	10月30日(月)	新潟県トラック総合会館	福岡	1月17日(水)	福岡県トラック総合会館
富山	9月13日(水)	富山県トラック会館	佐賀	11月27日(月)	佐賀県トラック協会研修会館
福井	11月4日(土)	福井県トラック総合研修会館	長崎	11月17日(金)	長崎県トラック協会研修会館
山梨	11月2日(木)	山梨県自動車総合会館	熊本	11月21日(火)	熊本県トラック協会 研修センター
長野	10月19日(木)	長野県トラック会館	大分	10月11日(水)	大分県トラック会館
岐阜	1月16日(火)	岐阜県トラック協会	宮崎	10月13日(金)	宮崎県トラック協会 総合研修会館
静岡	10月25日(水)	静岡県トラック協会 研修センター	鹿児島	9月27日(水)	鹿児島県トラック研修センター
三重	10月24日(火)	三重県トラック協会 北部輸送サービスセンター	沖縄	10月20日(金)	九州沖縄トラック研修会館
右の府県につきましては、開催日程が決定次第ご案内いたします。			青森、岩手、千葉、石川、愛知、京都、大阪、奈良、和歌山、島根、高知		
右の道県につきましては、終了しております。			北海道、宮城、秋田、山形、埼玉、広島		

【新商品のご案内】

3か月先の暦が分かる卓上カレンダーを販売します！



陸災防卓上カレンダー
(定価550円(税込))

陸災防では、新商品「陸災防卓上カレンダー2023年版」の販売を9月下旬から開始します（定価550円(税込)）。

この卓上カレンダーは、3か月先までのカレンダーを掲載し、表面には当協会の主要行事とともに、安全衛生行事、陸災防安全衛生標語を記載しております。裏面は日ごとにメモすることができるカレンダーとなっております。是非ご活用ください！

ご購入方法は、次のURLからご覧ください。

http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/

陸災防主要行事・安全衛生行事を掲載

陸災防安全衛生標語を毎月掲載

裏面は日ごとにメモをすることができます

表面・裏面ともに3か月先までのカレンダーを掲載



卓上カレンダー 表面



卓上カレンダー 裏面

(注)写真のカレンダーは2022年版のものです。

【陸災防協賛の安全運動】

秋の全国交通安全運動

— 令和5年9月21日～30日の10日間実施 —

令和5年9月21日(木)から30日(土)の10日間、内閣府、警察庁、厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会等関係団体の主催、当協会等関係156団体の協賛にて「令和5年秋の全国交通安全運動」が実施されます。

この交通安全運動では、次の3点を運動の全国重点として、様々な活動が実施されます。

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

また、9月30日(土)には「交通事故死ゼロを目指す日」が実施されます。

運動の詳細につきましては、次のURLからご覧ください（内閣府ホームページ）。

https://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/r05_aki/youkou.html



【陸災防安全管理士が講演します】

フォークリフトに起因する労働災害発生 状況および安全技術の取り組みについて

第82回全国産業安全衛生大会in名古屋にて講演

全国産業安全衛生大会にて講演

令和5年9月27日～29日、中央労働災害防止協会主催による第82回全国産業安全衛生大会in名古屋が、ポートメッセなごやにおいて開催されます。

大会3日目の9月29日、当協会堀野弘志安全管理士が「フォークリフトに起因する労働災害発生状況および安全技術の取り組みについて」と題し、講演を行います。

講演では、堀野安全管理士とともに（一社）日本産業車両協会業務部次長堀内智様、同協

会フォークリフト技術委員会委員長／(株)豊田自動織機トヨタL&Fカンパニー製品企画部長山田忠様がフォークリフトに起因する労働災害の発生状況についての紹介とあわせて、過去10年間の災害事例に基づく事故型別の傾向と発生要因、再発防止策等について分析。さらにこのような災害発生を防ぐために開発・装備されているフォークリフトの新技术についても詳しく紹介します。

詳しくは次のURLからご覧ください。

<https://jisha-taikai2023.com>

【厚生労働省】

中小企業におけるメンタルヘルス対策をテーマにしたオンラインによるシンポジウム

「**職場のメンタルヘルスシンポジウム**」を開催します〈参加無料〉

10月10日（火）Zoom及びYouTubeによる開催

中小企業におけるメンタルヘルス対策の重要性は年々増えています。しかしながら、時間的にも経済的にも余裕がない中でメンタルヘルス対策に取り組むことができていないという中小企業も少なくないのではないかと思います。本シンポジウムでは、メンタルヘルス対策に取り組むことが企業価値にもつながるとする視点のもと、中小企業がメンタルヘルス対策に取り組む意義や中小企業でもできる具体的な取組などについて、皆様と一緒に考えます。《参加無料》

【開催日時】

2023年10月10日（火）13:30～16:30

【参加方法】

Zoom参加：9月26日（火）までに下記URLから事前予約お申込みください（先着500名）。

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_0o_YbNUrTYWg2dExtDfQSw#/registration

YouTube参加：予約は不要です。下記URLにて事前にご確認の上、当日ご視聴ください。

https://www.youtube.com/watch?v=sELKk2l_wy0

【参加対象】

中小企業の人事総務担当者、経営者、産業保健スタッフなど、どなたでもご参加できます。

詳しくは次のURLからご覧ください。

https://kokoro.mhlw.go.jp/mental_sympto/2023/



災害事例
と
その対策

積荷を引っ張っていて荷台から後ろ向きに転落 その「見える化」、本当に有効ですか？

食品製造工場の製品を各小売店舗へ配送する業務を行っている事業場が、配送後店舗から回収した配送用の空き容器の取卸し作業中に労働災害が発生しました。

当該容器は底面の寸法が一定で、はめ込むことにより高く安定して積み上げることができるものであり、通常、バン型トラックの荷室の天井高さいっぱいまで積み上げられています。

【災害発生状況】

災害発生当日、配送を終え空き容器を満載したトラックで帰社した被災者は、空き容器を洗浄工程へ回すため、専用のプラットホームに車をつけようとした。しかし、3台の接車スペースはすでに埋まっており、しばらく待機する必要があったため、ホーム混雑時に荷卸しが許されている仮置きスペースに空き容器を卸すことにした。

仮置きスペースにはプラットホームはなく、地面への直置きとなることから作業量は多くなるが、待っているよりは早く終わると思いこちらを選択した。

順次手前から空き容器を卸していったが、奥になり地上から手が届かないところになると、「引っ掛け棒」と呼ばれる先端にカギのついた治具を用いて一列分全体を手の届くところまで引き寄せ、地面へ取り卸した。さらに奥になったので、荷台に上がり、後ろ向きに引っ掛け棒で引っ張っていたところ、荷台の端に気付かず、荷台の端から後ろ向きに転落した。転落したときに肘を強打して骨折し、約2か月の休業となった。

【発生原因】

事業場では従来から荷台に上がっての引っ張り棒での作業の際の転落を防止するため、荷室内側の両側面にトラテープを貼り、これ以上後ろに行かないように注意喚起していたが、被災者はそれに気付かずになり過ぎて転落した。

また、経験が4か月と浅く、十分な教育が行われていたとは言い難い状況であった。

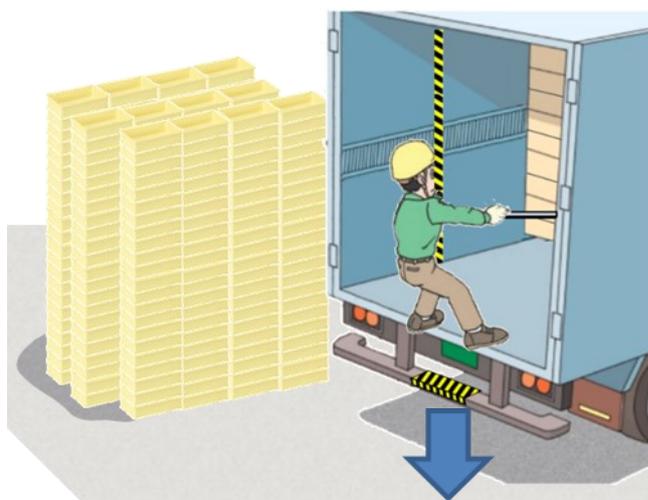
【再発防止対策】

所有する貨物自動車は、ほぼすべての車両が2トン以上5トン未満のバン型車両であるため、令和5年10月の法令改正による保護帽の着用は災害発生時は義務付けられていませんでしたが、

事業場では災害発生後すぐに保護帽（ヘルメット）と耐滑性の安全靴を手配し全員へ配付しました。

しかし、保護帽は転落した際の被害を軽減させるものであり、転落自体を防止する効果はないことから、更なる再発防止対策が求められます。

発生原因のひとつとして考えられるトラテープの見落としについて、引っ張る作業の際の視線は通常、床面になると思われるので、注意喚起の表示は荷室の側面だけではなく床面にも行うことが有効だと考えられます。また、より視認性を高めるため「線」ではなく「面」にするとともに、表示の劣化を考え、可能であればテープではなく塗装により表示することも選択肢のひとつになると思われます。



上方に障害物などがある通路に「頭上注意」の掲示があるのを見かけますが、歩く時の人の視線は足もとを見ることが多いため、掲示は通路上の障害物そのものだけではなく下にも表示するのが有効だと考えられます。



注意喚起の表示や掲示は、単にあれば良いというものではなく、見る人が気づかないと意味がありません。その「見える化」が本当に有効かどうか、一度考えてみることも必要かもしれません。



クールワークキャンペーン Cool Work, Safe Work

主唱:厚生労働省 / 労働災害防止団体等 令和5年

厚生労働省、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会などでは5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。運送業においては2021年と比べると2022年の熱中症による死傷者数(速報値)は倍増しており、依然、建設業、製造業に続く発生件数となっています。陸災防では熱中症対策用のグッズ、小冊子を会員様向けに特別価格で販売いたします。

STOP! 熱中症



A 熱中症対策ウォッチ カナリア

通常価格 4,950円 ▶ 会員特別価格 **4,208円** (税込)

“あなたが熱中症になる前に音と光でお知らせ”します



日本製NETIS登録技術 特許取得済み技術 Biodata bank

01 簡単操作

電源ボタンを押し、手首に着用するだけでそのままご使用いただけます。

02 耐久性

防塵・防水性能は安心のIP67、夏のヘビーユースを想定した設計です。

03 管理不要

ワンシーズン使い切りというコンセプトで充電する手間はありません。

使い方



「熱中対策ウォッチ カナリア™」は、暑熱下のリスクを検知して、あなたが一大事になる前にアラームとLED表示でお知らせし、塩分・水分補給や涼しい場所での休息を促す、3ヶ月使い切りのウェアラブルデバイスです。

B マイファンプラス マルチクリップ

通常価格 3,960円 ▶ 会員特別価格 **3,366円** (税込)

小型なのに大風量の充電式モバイル扇風機

マグネットどこでもファン MYFAN PLUS マイファンプラス マルチクリップ

小型軽量強力ファン + マルチクリップ

風量4段階調節



帽子や日傘、バッグやベルト等に装着できる(着脱式)専用ラバークリップ「マルチクリップ」付き。マグネット内蔵でハンズフリーで送風でき、ハンディファンや卓上ファンとしても使えます。
●付属品:マルチクリップ/専用USBケーブル

D マジクールEX

通常価格 1,628円 ▶ 会員特別価格 **1,384円** (税込)

水を含ませて首に巻くだけで冷感が長時間持続するネッククーラー

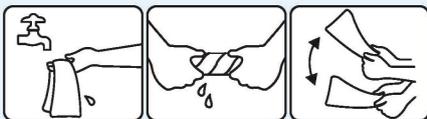


マジクール 水だけで冷感持続 20時間
冷感温度 速やかに 800万本突破
スウェットとひんやり
日本特許 第4204904号

C クールタオル(仕事猫)

通常価格 880円 ▶ 会員特別価格 **748円** (税込)

ぬらして、絞って、振るだけで心地よいひんやり感



●サイズ:H900×W300mm
●材質:ポリエステル
●PP袋入



陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品





クールワークキャンペーン
Cool Work, Safe Work

STOP!
熱中症

発症時、
緊急時の
措置を確認!

E 働く人の熱中症予防
～暑さから身を守ろう～

通常価格 110円

▶ 会員特別価格 **94円** (税込)



中央労働災害防止協会 編
8頁 / 4色刷 A5判 定価 110円
熱中症の症状、水分や塩分の補給のしかた、
救急処置などについてイラスト入りでわか
りやすく解説。人が汗をかく仕組みやアイス
スラリーによるプレクーリングの効果など
も紹介。

改訂
第2版 熱中症・夏場対策にはこの一冊!

F リスクを知って防ごう熱中症
暑くなる前に備える

通常価格 275円

▶ 会員特別価格 **234円** (税込)



堀江 正知 監修 中央労働災害防止協会 編
16頁 / 4色刷 A6判 定価 275円
現場の職長、リーダー向けにまとめた熱中症
予防対策ポケットブック。WBGT値の確認
や作業者の健康状況など、朝礼時や作業中
のチェックリストに加えて、救急処置の方法に
ついて紹介。現場の日常的な管理に最適。

改訂
第3版 携帯できるポケットサイズ

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品 申込書

お申込先 **FAX 03-3453-7561** (こちらの商品のご注文はFAXのみで承っております)

■ FAX送信用ご注文書

2023

貴社名	
ご住所〒	
ご所属	ご担当者
TEL	FAX

品名	No.	金額 (税込)	数量
A 熱中対策ウォッチ カナリア	45378	4,950円 ▶ 会員特別価格 4,208円	
B マイファンプラス マルチクリップ	45375	3,960円 ▶ 会員特別価格 3,366円	
C クールタオル 仕事猫	45055	880円 ▶ 会員特別価格 748円	
D マジクール EX	45366	1,628円 ▶ 会員特別価格 1,384円	
E 働く人の熱中症予防 ～暑さから身を守ろう～	21548	110円 ▶ 会員特別価格 94円	
F リスクを知って 防ごう熱中症 暑くなる前に備える!!	21630	275円 ▶ 会員特別価格 234円	

● 掲載の用品・図書・発送料は、消費税10%込みの価格となっております。 ● 商品は中央労働災害防止協会より発送されます。請求書を別途郵送いたします。

① 購入図書・用品の合計額が11,000円未満の場合	880円
② 購入図書・用品の合計額が11,000円以上22,000円未満の場合	1,650円
③ 購入図書・用品の合計額が22,000円以上の場合	2,420円

※ 新刊・新製品については、入荷状況により発送が遅れる場合があります。
【キャンセル】ご注文商品出荷後のキャンセルはできません。
【返品・交換】商品の不具合、当方の不備を除き、お客様の都合によるご注文商品の返品・交換はお受けできません。

お申込 お問い合わせ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 TEL 03-3455-3857

商品に関するお問い合わせ先：中災防 出版事業部 企画開発課 TEL 03-3452-6844



業種別労働災害発生状況（令和5年速報）

令和5年8月7日現在

死亡災害						
	令和5年1～7月 [速報値]		令和4年1～7月 [速報値]		対前年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	360	100.0	393	100.0	-33	-8.4
製造業	72	20.0	83	21.1	-11	-13.3
建設業	104	28.9	139	35.4	-35	-25.2
交通運輸事業	5	1.4	3	0.8	2	66.7
陸上貨物運送事業	52	14.4	40	10.2	12	30.0

死傷災害						
	令和5年1～7月 [速報値]		令和4年1～7月 [速報値]		対前年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	64,213	100.0	63,553	100.0	660	1.0
製造業	13,298	20.7	13,151	20.7	147	1.1
建設業	6,911	10.8	7,078	11.1	-167	-2.4
交通運輸事業	1,561	2.4	1,504	2.4	57	3.8
陸上貨物運送事業	8,040	12.5	8,331	13.1	-291	-3.5

事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和5年8月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
令和5年1～7月	52	12	2	2	1	2	6	25	0	2
令和4年1～7月	40	12	0	5	3	0	4	16	0	0
対前年増減	12	0	2	-3	-2	2	2	9	0	2

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和5年8月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
令和5年1～7月	8,040	2,116	1,537	583	344	185	399	834	395	3	1,420	224
令和4年1～7月	8,331	2,214	1,608	596	355	214	427	857	367	6	1,454	233
対前年増減	-291	-98	-71	-13	-11	-29	-28	-23	28	-3	-34	-9

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所:厚生労働省

[死亡災害]

死亡災害は52人となり、前年同月と比べて12人の増加となった。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が25人（前年比+9人）と最も多く発生しており、死亡災害の48.1%（前年同月は40.0%）と約半数を占めている。

[死傷災害]

死傷災害は8,331人となり、前年同月と比べて291人の減少となった。事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、死亡災害と同様に「交通事故（道路）」（+28人）が増加している。一方で、「墜落・転落」（-98人）、「転倒」（-71人）、「動作の反動・無理な動作」（-34人）、「はさまれ・巻き込まれ」（-23人）、などの荷役に関する災害は減少している。

陸運業 死亡災害の概要（令和5年）

令和5年8月7日現在
陸災防調べ

災害発生月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
5年 7月 29日	交通事故（道路）	トラック	男性	63	貨物自動車運転者	9年	トラックによる原木の運搬	伐採した原木をトラック（最大積載量10t）に乗せて運搬中、下り坂を走行した先の丁字路で左折したところ、トラックが右側に横転した。
5年 7月 23日	墜落、転落	階段、棧橋	男性	75	貨物自動車運転者	28年		被災者は、コンビニエンスストアへの配送業務の終了後、左手に返品された商品、右手に日報等を持って事務所へ向かっていたところ、事務所のある建屋の玄関へ続く5段の階段を上がりきったところで、階段へ後ろ向きに転落し、頭を打った。令和5年7月26日、被災者の死亡が確認された。
5年 7月 7日	墜落、転落	トラック	男性	58	運転者	7年	大型トラックの下車	駐車位置をかえるため大型トラックを事業場敷地内で運転して移動させた。その後、運転席から降りる途中、被災者は2段あるステップのうち、地上から1段目のステップ（高さ43.5cm）において足を踏み外し、地面又は隣のトラックに頭部を打撲した（保護帽着用なし）。約8時間後、荷の配送のためトラックを運転中に意識障害が出現し、蛇行運転、対向車に衝突の後、路外へトラックごと転落した。被災者は療養中の7月14日に死亡。
5年 6月 29日	墜落、転落	トラック	男性	71	玉掛作業	53年	荷受作業	積荷を乗せたトレーラーがピットヤードにバック進入しようとしたところ、進入位置が悪かったため、1度停止した後、前進した。被災者は、荷受作業をするため、作業台にて待機していたが、トレーラーが停止した際にトレーラーのあおりに片足をかけていたため、トレーラーが前進した際にバランスを崩し、約1.5mの高さから墜落した。被災者は、腰と腕を打ち、意識がある状態で救急搬送されたが、令和5年7月4日に死亡した。
5年 6月 18日	交通事故（道路）	トラック	男性	21	貨物自動車運転者	2か月		被災者は一人でトラックを運転して片側1車線の高速道路を走行中、何らかの理由で反対車線を走行し、反対車線を走行していた大型トラックと正面衝突して双方の運転者が死亡した。
5年 6月 7日	交通事故（道路）	トラック	男性	31	貨物自動車運転者	7年	トラックの運転	高速道路を走行していたところ、反対車線を走行していたトラックと正面衝突した。衝突の結果、双方のトラック運転手2名が死亡し、反対車線を走行していたトラックの助手席にいた労働者1名が負傷した。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン 実施中！

令和5年5月1日から9月30日まで（準備期間：4月、重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

職場における熱中症予防対策にお取り組みください

暑さ指数の把握と評価を行い、測定した暑さ指数に応じた対策を徹底してください。

特に、次の点に留意願います。

- (1)屋内作業も含め、JISに適合したWBGT値測定器を準備して、暑さ指数を測りましょう。
- (2)暑い場所で重い荷物を運ぶ作業は、特に気流を感じないとき、身体に大きな負担がかかります。休憩時間の確保や、条件を考慮したWBGT基準値を用いて作業中止を含めた作業計画を作りましょう。
- (3)体調不良や睡眠不足など、その日の労働者の健康状態に気を付けるとともに、熱中症の初期症状に気付くようにしましょう。
- (4)体調に異変を感じたときは、躊躇せず同僚や管理者に知らせるよう、あらかじめ労働者に知らせてください。熱中症の症状は急激に悪化するので、病院への搬送や救急隊の要請を行いましょう。

詳細は次のURLからご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

新しい安全ポスターのご案内

荷役作業の労働災害防止にご活用ください！



安全ポスター No.83

令和5年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品「荷台に潜む危険の芽 命を守る昇降設備とヘルメット」をテーマとした「安全ポスターNo.83」を頒布中(価格210円(税込))です。

ポスターを荷役作業の労働災害防止にご活用ください！

品名：安全ポスター No.83
価格：210円（税込）

ご注文は次のURLからお願いいたします。

http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/

編集後記

全国労働衛生週間が10月1日から7日まで、「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」をスローガンに実施され、今月は準備期間です。職場の労働衛生対策の総点検を実施しましょう。

改正労働安全衛生規則等の一部改正の適用（令和5年10月1日）が迫ってきました。これまで当誌が特集として情報提供してきました内容を参考に、昇降設備の設置、保護帽の適正な着用などの対策を進めましょう。

今月の表紙 日本最古のりんごの木（青森県つがる市）

日本最古のりんごの木は、1878年（明治11年）に栽植された古木の呼称です。りんごの木は通常30年程度といわれますが、厳しい風雪に耐え、140年以上たった今でもりんごを実らせています。（青森県指定天然記念文化財）
※ 園主の都合により、当面の間見学は中止しています。

陸運と安全衛生 2023年9月号 No.653

2023年9月10日発行

毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
安全衛生総合会館内
電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料6,600円(税込・送料込み))